

## 「労災保険料率の設定に関する検討会」報告書（抜粋）

2005年1月

### 労災保険料率の設定に関する検討会

## II 現状と検討課題

### 2. 業種区分

#### (1) 現状

労災保険制度は、業種別に労災保険率を設定する制度を採用している。これは、業種ごとに作業態様等の差異により、災害率が異なるという実態を前提として、労働災害防止のインセンティブ促進の観点から、業種別に設定することが適切であるとの判断に基づくものである。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループに着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとしている。その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことできる業界団体等の組織状況等についても斟酌することとしている。また、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等について勘案することとしている。

労災保険は、適用事業場数約265万、適用労働者数約4,819万人を擁しており、その業種は、現在51業種に区分されている。これまでに、上記の考え方に基づき、災害率の比較的高い製造業、建設業などでは区分が細分化されているが、サービス業を中心とする第三次産業等については、比較的大括りの区分となっている。

## (2) 課題

現行の業種区分を見ると、各業種は概ね数万人から百数十万人程度の規模の保険集団として構成されているが、その中には、保険集団としての規模が相当縮小しているものが存在している（これには、(1)産業構造の変動により規模が急減したため、過去における災害等で収支状況が悪く労災保険率が高い業種、(2)規模は小さいが災害率が低いため、保険の収支状況と労災保険率が低く安定している業種、がある。）。また、一方では、「その他の各種事業」のように適用事業場数約132万、適用労働者数約2,858万人と、他に比して規模が大きく、かつ、卸売・小売業、医療、教育等の多様な産業が含まれる業種区分もある。

以上の状況から、最近の産業構造の変動、技術革新の進展及び保険集団としての規模等の状況を踏まえ、業種区分に関する上記(1)の基本的な考え方に基づき、業種区分について改めて検討する必要がある。

## III 今後の基本的な対応

### 2. 業種区分

#### (1) 基本的な考え方

労災保険制度は、業種ごとの作業態様等の差異により災害の種類、災害率が異なるという実態を前提として、労働災害防止のインセンティブ促進の観点から、業種別に労災保険率を設定している。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することが適当である。その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案することが適当である。

現行においては、災害率の比較的高い製造業、建設業などでは区分が細分化されており、サービス業を中心とする第三次産業等については、比較的大括りの区分となっている。しかしながら、産業構造の変化に伴い、第三次産業が中心となっている「その他の各種事業」については、リスクが異なる様々な業種が含まれていることから、上述の考え方によれば業種の細分化を図ることが適当である。

## (2) 業種区分の見直し

### イ. 「その他の各種事業」の分割

次期労災保険率の改定に際しては、現行の「その他の各種事業」の業種区分を見直すこととし、上記(1)の考え方に基づき、まず、作業態様の面に着目して、事務従事者割合の比較的高い業種を取り出し、災害率、保険集団としての規模等を考慮した上で、日本標準産業分類（大分類）に対応して、

- (1) 「新聞業又は出版業」及び「通信業」
- (2) 「卸売業又は小売業」及び「旅館その他の宿泊所の事業」
- (3) 「金融、保険又は不動産の事業」

を分割し、新たな業種区分として設定することが適当である。その際、各々の新しい業種区分の内部をさらに小さなグループに細分化して、細分化したグループ（以下「適用事業細目」という。）ごとに収支状況等のデータの収集を図ることが望ましい。例えば、(1)について「新聞業」、「出版業」、「通信業」とし、(2)について「卸売業又は小売業」、「飲食店」、「旅館その他の宿泊所の事業」とし、(3)について「金融業」、「保険業」、「不動産の事業」として、データの収集を図ることが考えられる。

現行の「その他の各種事業」のうち、上記(1)、(2)又は(3)に含まれない事業は、当面引き続き「その他の各種事業」として同一の業種区分とすることが適当であると考えられる。

そして、今後必要に応じて業種を適時適切に分割することを可能とするため、同一の業種区分の中で災害率が異なる業種を適切に把握することができるよう、日本標準産業分類を参考として、適用事業細目を適切に設定した上で、それぞれの適用事業細目ごとの収支状況等のデータの収集・整備を行うことが適当である。例えば、「その他の各種事業」の中に含まれる多様な業種について、「医療保健」、「教育」などに細分化して設定することが考えられる。

### ロ. 統合の検討

保険集団としての安定性を維持するため、規模が小さい業種については、今後の労働者数の変化等の動向を見つつ、統合の検討を行うことが望ましい。

しかし、長年にわたる産業構造の著しい変化に伴い規模が小さくなり、過去に発生した災害等による給付が継続することによって保険の収支状況が著しく悪化している一部の業種については、他の業種との統合は困難と考えられることから、現状の業種区分を維持することとした上で、1の(2)の激変緩和措置等の必要な対応を行うことが適当である。

#### 4. 今後の状況変化等への対応

今回、本検討会においては、基本的な事項について、上記のように考え方を取りまとめたが、今後とも、労働災害の実態、産業構造や技術変化等を踏まえた労災保険財政の健全な運営及び適時適切な見直しに資するため、専門家の参画も得て、次の課題等について継続的に検討していくことが望ましい。

##### (課題)

業種区分に関しては、(1)産業構造や技術変化等を踏まえて、業種に関する情報を収集するとともに、業種区分に係るルールに基づき業種区分の見直しを行うこと、(2)保険集団が小規模であることに起因する料率改定での激変緩和措置がないような最低規模のあり方について検討すること、等が望まれる。

<以下、略>